

令和3年第11回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和3年12月24日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第 1 1 回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 開会
午後 1 時 4 3 分 閉会

2 場 所 酒田市役所 7 階 7 0 3 会議室

3 出 席 者

出席	欠席	教 育 長	鈴 木 和 仁
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	村 上 千 景

4 説 明 者

出席	欠席	教 育 次 長	池 田 里 枝
出席	欠席	教 育 次 長	齋 藤 一 志
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	高 橋 浩 平
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	阿 部 周
出席	欠席	指 導 主 幹	五 十 嵐 敏 剛
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 聡
出席	欠席	図 書 館 長	岩 浪 勝 彦

5 議 事 日 程

- 日程第 1 会期決定
- 日程第 2 会議録署名委員の指名
- 日程第 3 前回会議録の承認
- 日程第 4 議事
- 日程第 5 教育長の報告
- 日程第 6 その他

◎ 開議

(鈴木教育長) ただいまより、令和3年第11回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(鈴木教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(鈴木教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に渡部委員と村上委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は渡部委員と村上委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の承認

(鈴木教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。前回会議録の報告は、お配りの会議録の写しでご了承くださるようお願いいたします。

◎ 議事 報第24号 専決事項の報告について（令和3年度酒田市一般会計補正予算（第9号）） 議第40号 酒田市小・中学校学区改編審議会委員の委嘱について

(鈴木教育長) 次に日程第4 議事に入ります。

ここで発議します。議第40号の案件については、人事に関するものであり公開すべきではない案件となりますので、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開としたいと思います。議第40号を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(鈴木教育長) 出席委員の3分の2以上の賛成がありましたので、議第40号は、非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案1件については、最後に審議を行います。よろしくお願いたします。

(鈴木教育長) それでは報第24号 専決事項の報告について を議題といたします。これについて説明願います。

(企画管理課長) 報第24号 専決事項の報告について (令和3年度酒田市一般会計補正予算(第9号)) についてご説明いたします。酒田市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。

このたびの補正は、給与の公民較差を是正するため、山形県人事委員会勧告において、期末手当の支給月数の引き下げが勧告されたことに伴い、期末手当の支給月数を引き下げたことによるものです。

教育委員会資料1をご覧ください。追加となりました一般会計補正予算(第9号)の10款教育費の補正項目ごとの補正額と財源内訳でございまして、人件費ですので、一般財源の増減での調整となっております。

続きまして、教育委員会資料2では何の事業予算を補正したのかを説明したものでございます。参考(報第24号関係)をご覧ください。2 補正予算規模の表で、基本的には減額となっておりますが、1項2目、2項1目及び4項1目は増額となっております。今回の補正は期末手当の支給月数の引き下げとの説明ではございますが、人件費の再調整も同時に行っております。具体的には、当初予算編成時の人件費は、その後に行われる人事異動により人員配置や年齢構成により、少なからず差異が生じるため、この先も執行しないことが明白な予算を削り、この先不足する目に振り分ける作業を行ったものです。

3 給与改定の概要では、期末手当の支給月数が常勤職員と再任用職員では具体的にどう減額になるのかを記載しています。令和3年度12月の期末手当は、常勤職員の改定前1.25月が改定後に1.15月に、再任用職員は改定前0.70月が改定後に0.65月に引き下げられ、すでに支給されました。令和4年度は、常勤職員の0.10月の引き下げを6月期と12月期にそれぞれ0.05月に、再任用職員は0.05月の引き下げを6月期と12月期にそれぞれ0.025月とし、引き下げた月数を均等に分散し反映しております。なお、根拠となる「酒田市一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正は11月臨時会において議決されておりますので、申し添えます。以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(鈴木教育長) ないようですので、お諮りいたします。報第24号 専決事項の報告につ

いて を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、報第24号は提案のとおり承認されました。

◎ 教育長報告

(鈴木教育長) 次に、日程第5 教育長の報告となります。1件報告がございます。教育委員会11月定例会にて議決されました議第36号 令和3年度酒田市一般会計補正予算(第7号)について ですが、酒田市議会12月定例会におきまして、専決処分による補正予算が第7号として成立したため、皆様から議決いただいた補正予算案第7号が、第8号として酒田市議会に上程され、可決されました。よって、名称が変更となっておりますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

◎ その他の報告

(鈴木教育長) 日程第6 その他に入ります。報告事項1及び報告事項2については、担当課からの説明がありますので、説明をお願いいたします。それでは、はじめに、報告事項1についてお願いします。

(社会教育文化課長) 報告事項1 酒田市文化芸術推進審議会からの答申についてご報告いたします。酒田市文化芸術基本条例に基づいて設置されております、酒田市文化芸術推進審議会に対しまして、令和3年7月5日、酒田市文化芸術推進計画に基づく事業の評価、評価期間は令和2年4月～令和3年3月までですけれども、諮問いたしました。同審議会での評価、審議を経まして、令和3年11月18日、別紙のとおり答申をいたしました。答申内容につきましては、連携体制の強化、人材の育成、事業運営の3項目で答申をされております。答申につきましては、今年度から実施できることは実施してまいりますけれども、来年度以降の事業計画に活かしてまいりたいと思っております。以上です。

(鈴木教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので次に、報告事項2について報告をお願いいたします。

(図書館長) 報告事項2 酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の制定についてご報告いたします。今回制定する規則は、平成31年3月に制定されまし

た酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。具体的内容としましては、ミライニ運営評価審議会に関する規定や、月極駐車場の使用許可申請などに関する規定を公布の日から施行する他、令和4年4月1日から施行するものとして、指定管理者による管理や、駅前駐車場の使用料の免除に関する規定、同年4月30日から施行するものとして、駅前駐車場に関する規定などを定めるものです。また、駐車場の内、マンション居住者による月極駐車を除く時間貸しの駐車場使用料について、令和2年度に市の行政経営課が示した公の施設の使用料に係る減免指針に基づき、4種類の免除対象を規定しており、市が主催する事業、市から委託を受けたものを行う事業、市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が行う事業、市内の保育所、学校等が行う保育又は教育課程で使用する場合は、2時間を超えた使用についても駐車場使用料全額を免除とするものでございます。なお、この規則は市長が定めるものであります。ミライニの管理・運営について地方自治法に基づき、教育委員会が市長から事務の委任を受けて行うことから、報告をするものです。以上となります。

(鈴木教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので、次に報告事項3、および報告事項4についてですが、紙面での報告とさせていただきますが、担当課より補足説明等ありましたらお願いいたします。

(図書館長) 私から補足させていただきます。報告事項4 雑誌スポンサーの応募についてですが、中央図書館のミライニへの移転を間近に控え、6年前から募集を行ってきた雑誌スポンサー制度について、今回改めてやまがた子育て・介護応援いきいき企業、やまがたイクボス同盟、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済企業など、社会貢献に意欲的な116社に対してスポンサー制度の案内を送付した結果、数多くの問い合わせをいただき、従来からのスポンサー9社14誌に、今回新たに5社15誌が追加となり、合計で14社29誌となるものでございます。また、この他にも現在6社からの申し込みがあり、追加分につきましては来月以降の教育委員会で報告させていただきます。以上、ご報告申し上げます。

(鈴木教育長) ありがとうございます。他に補足説明はございませんか。

(鈴木教育長) 委員の皆様より、報告事項3及び報告事項4についてご質問等ございますでしょうか。ないようですので、報告事項は以上となります。これより非公開の案件に入ります。

— 非公開 —

(鈴木教育長) 事務局からほかに何かございますでしょうか。

(学校教育課長) 報告事項のところがございますけれども、令和3年度卒業式及び令和4年度の入学式の開催についてです。実は12月9日付けで通知を出しておりますけれども、新型コロナウイルスの感染状況が、かなり減少傾向になっていたわけですが、最近オミクロンの関係もございまして、この時点においても世界的には新しい株が増加しているということが分かりましたので、昨年度と同様の措置を取るというふうを考えておりました。つきましては、卒業式、入学式についてですけれども、参加者は卒業生または新入生とその保護者2名以内、挨拶等が必要な最低限の来賓、教職員、在校生の代表等にするということです。つきましては、教育委員会からの祝辞につきましてもお祝いのメッセージという形で、事前にお届けしますので教育委員の皆様からは出席はしていただくなくて結構ですということで確認させていただきますので、よろしく願いいたします。あと、会の内容、合唱等につきましてもご覧ください。離任式等につきましても、今現在は出来そうな感じはあるのですけれども、状況によってまた変化するというのを考えまして、その時の状況に応じて無理に開催しなくても良いというふうにお知らせしております。今後、またオミクロン関係で1月の中旬から2月くらいにまた第6波が来る可能性がありますけれども、その時はきちんとこれまで対応してきた通りに、冷静に判断しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(鈴木教育長) ただ今の件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(鈴木教育長) 事務局から他に何かございますか。

(企画管理課長) 例年、退職する教員に対しまして、感謝状の贈呈式をコロナ前までは行っていたわけがございますけれども、コロナ後におきましては感謝状の贈呈式をしないということにしたいと思っております。感謝状自体を作らないというふうにさせていただきま。理由といたしましては、退職する教員に対しまして県でも感謝状を贈呈しているということと、この二重の交付に関しまして、県内でも見直しの動きがありまして、天童市さんでもこちらの動きに追随するようでございます。コロナ前までは教育委員の皆様にもご出席していただいておりますけれども、今年度よりそれがなくなりますということで、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

(鈴木教育長) 何かご質問等ございますでしょうか。

(鈴木教育長) 他に事務局より何かございますか。

(鈴木教育長) 委員の皆様から何かございますでしょうか。

(鈴木教育長) ないようですので、以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので閉会いたします。続いて、教育委員会委員勉強会を開催いたしますが、その前に休憩をいたします。